

熊本市病院事業運営審議会運営要綱

制定 平成27年 9月 9日病院事業管理者決裁
改正 平成29年12月12日病院事業管理者決裁
平成30年 4月 1日医事企画課長決裁
令和 2年 3月31日病院事業管理者決裁
令和 3年 2月 9日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 熊本市病院事業の運営に関すること
- (2) その他重要事項に関すること

(組織)

第3条 審議会は、6名以上8名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから病院事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 保健医療関係事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 病院運営に関する知識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、管理者が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 管理者は、緊急の必要性があり審議会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、審議することをもって審議会に代えることができる。

2 前項の規定により審議し、意見書を提出する委員は、前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(審議事項及び報告)

第8条 審議会は、病院事業の運営に対し、管理者から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議の結果について、文書により管理者へ答申するものとする。

(事務局)

第9条 審議会の庶務は、病院局事務局総務企画課において行う。

(補則)

第10条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。